

茂原市まちづくり条例策定協議会 第17回会議 概要

開催日時	平成27年3月13日(金) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名(うち2名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 苅込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・前文 ・第1章 総則 ・第6章 ひらかれた議会 ・第3章 参加 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・13時現在の出席者は15名。定足数に達したため、会議は成立した。</li><li>・会議の進行を関谷会長にお願いする。</li><li>・今回は、校務の都合で欠席し、ご迷惑をおかけした。前回ご議論いただいたことを踏まえて、本日の議事を進めてまいりたい。</li><li>・初めに、事務局から資料についての説明をお願いしたい。</li></ul>
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日の資料は、事前にお送りした「暫定稿その11」、住民投票の行政対案、答申案その2、前回協議会の会議概要である。また、本日お手元に、議会の章の議会側からの対案その2、犬飼委員から預かった前文に関する資料、市勢要覧と市制50周年記念誌の写しである。</li><li>・初めに、「暫定稿その11」について。前回の協議会で前文・総則等についてご議論いただいたので、それを踏まえてたたき台を作成した。</li><li>・前文の第1段落については、「農村文化を育む」という表記を加えた。</li><li>・第2段落は、「外房地域の中核都市」を、「中心的な都市」という表現に修正したが、本日お配りした資料をご覧いただくと、市勢要覧と市制50周年記念誌で、それぞれ「外房の中核都市」という表現を用いている。「中心的な都市」とした暫定稿を作成したものの、すでにこのように「外房の中核都市」という表現も用いているので、これも踏まえてご意見をいただき、どちらかに統一してまいりたい。</li><li>・第3段落は、前回の議論を踏まえ、新たに、茂原市市民憲章を引用した。</li></ul>

- 第 4 段落では、自然と文化について、いただいたご意見を元に、「豊かな自然環境と、歴史的・文化的資産」と描き分けた。
- 第 5 段落では、市民自治について、いわゆる団体自治の部分として、「市政を議会及び市長に信託する」という要素を加え、また、「決定に関与」という表現も加えた。
- 第 6 段落では、前回の議論を踏まえ、「多様な主体が協働する」という要素を加えた。なお、ここに「市民、団体、企業等」という表現が出てくるが、これらを後ほどの条文で「市民等」と定義しており、混同するおそれがあるため、「市民等」と改めてはどうかと思う。
- 最後の段落では、前回、基本理念は既にあるのに、この条例によってもう一つ作るのかというご指摘があった。この条例は、「基本理念」を明らかにするのではなく、「情報共有・参加・協働」という、これからのまちづくりの「基本原則」を明らかにするものであると改めた。
- 第 1 条の「目的」について、結びの部分はどうするのかというご議論があった。条例の目的として、以前は「市民自治の推進及び確立を図ること」となっていたが、その確立を図ることによって、「全ての市民が住んで良かったと思えるまちを築くこと」が目的であると改めた。
- 第 3 条の定義のうち、「市民自治」については、先ほどの前文と関連するが、「決定に関与」という要素を加えた。
- 第 4 条の「まちづくりの基本原則」については、前回のご意見を踏まえて、単に情報共有、参加、協働という文言をうたうのではなく、それぞれがどういうことなのかを簡潔に説明する文章を付け加え、第 2 章以降の各論で、情報共有、参加、協働の章を設けて展開していくという構造になっている。
- 第 38 条の「条例の見直し」については、元の文章を 2 つに分け、第 1 項で「4 年を超えない期間ごとに、条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりに寄与しているかを確認する」とし、第 2 項で、「第 1 項での確認の結果や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて条例の見直しを行う」とした。
- 続いて、住民投票の行政対案について。暫定稿の確認が終わった後、議会と住民投票についてご議論いただくことになると思うので、行政側の対案をあらかじめお示しした。
- 次に、議会の章の議会対案その 2 について。議会側からお預かりしたので、本日皆様のお手元にお配りした。
- 犬飼委員からお預かりした前文についての資料も、お手元にお配りしたので、本日の議論にご活用いただきたい。
- 初めに、保留としてあった議会の項目から議論を進めてまいりたい。議会側でも、まちづくり条例にどのような文言を盛り込むべきかご検討いただいた。中山委員から説明をお願いしたい。

関谷会長

中山委員

- 私から、議会对案（その2）について、経過を踏まえてご説明したい。
- まちづくり条例では、市民等の権利と役割、行政・議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図ることを目的としている。その対応を図るためには、市民等、市及び議会が情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があり、その内容をまちづくり条例策定協議会で議論し、おおむねの合意ができたものと理解している。
- このことを踏まえ、議会の章では、議会の役割を1条にまとめ、その他の議会に関する基本的事項については、茂原市議会基本条例で定めるものとして、2月13日の協議会で議論させていただいた。
- しかしながら、市民等の権利と役割、市の役割と責務に比べると、あまりにも簡潔にまとめたため、バランスが悪いというご指摘をいただいた。市民の会からの提言書の第19条・第20条の内容を加え、整理していただきたいというご意見が多かった。
- 協議会でのご意見を踏まえ、改めて議会内で検討を行った。具体的には、議会の役割、市民に開かれた議会、政策立案機能、責務規定に加え、関谷会長から提案のあったまちづくりについても協議し、整理したものが、本日配布した資料である。前回の協議を踏まえ、議会内で検討した結果の対案であるということをご理解いただきたい。

関谷会長

- 前回もご議論いただいたところであるが、対案その1に比べると、ここまで議論されたことがある程度反映された案になっていると思う。皆さんからのご意見を頂戴したい。

中山委員

- 本日お配りしたということもあり、私から朗読させていただきたい。  
(資料の朗読)
- 対案としてはこのようにお示ししたが、議会基本条例については、今後、総務課の法規担当を通じて、まちづくり条例と整合性を図ってまいりたいと考えているので、若干表現が変わってくるかもしれない。ご理解をいただきたい。
- 市民の会の提言書のうち、第19条には、意思決定機関であるということ、監視・評価・政策機能、開かれた議会ということがうたわれている。第20条には、議員相互の討議、市民との意見交換の場、市民の代表者としてふさわしい活動をうたっている。字句は若干異なるものの、議会の役割と責務、議員の役割と責務にまとめさせていただいた。議会の活動原則については、議会基本条例に委ねるという形で、議会側として議論したので、よろしくお願いたい。

関谷会長

- 以前も申し上げたかもしれないが、その後修正も加わっているので、私なりに論点を申し上げたい。
- 文末の「努めるものとする」というあたりについては、あまりこだわらなくてもいいかと思う。
- 「議会の役割と責務」の第2項に、「調査、研究を行う」とあるが、私

は、「調査、研究、立法活動を行う」としたほうが良いと思う。

- また、第 3 項に「開かれた議会運営に努める」とあるが、「市民等に」を付け加え、「市民等が開かれた議会運営に努める」とし、誰が開かれた議会なのかを明確にした方が良いと思う。
  - 「議員の役割と責務」について、前々回、第 2 項の「まちづくりを推進するため」という点について、「まちづくり」は包括的な意味で使われており、行政がやること、議会がやること、市民自身がやることをトータルに「まちづくり」と用いていると思うので、議員の立場として、まちづくり全体を捉えていく視点が必要なのではないかと申し上げた。
  - ポイントとしては、「まちづくりを巡る包括的な認識を持つ」という点を、議員の役割と責務に入れておいた方が良いのではないかと思います。
  - 「議員は議会活動だけをやっていればいい」としてしまうと、まちづくりという点からは不足してしまう。まちづくり全体を踏まえた上で、議会としてどのような役割を果たしていくのかという視点が必要になってくる。「まちづくり」について、議員の皆さんには、包括的な認識をもっていただきながら、推進のために職務を遂行していただきたい。
  - 「議会の権限を適切に行使する」という要素が加わっていることは、非常に大切だと思う。それと合わせて、まちづくり全体を包括的に認識するという点を加えていただけると良いのではないかと思います。
- 三浦委員
- 最初に市民の会からの提言書をいただいたときに、議会に関しては、第 19 条と第 20 条があれば、それ以降はなくても良いのではないかと考えていた。
  - 今回、議会側で第 19 条と第 20 条を網羅し、なおかつ、「基本的事項」のところに、第 21 条以降がかなり反映されているとのことであるので、今回提案のあったこの 3 条があればよいのではないかと思います。
- 北田委員
- 議会側で検討され、かなり明確に捉えているので、項目としてはカバーされていると言えなくもないため、難しいところではあるが、関谷会長からも話があったように、政策形成機能は議会の重要な部分であるので、議会の立法機能は明確に入れておく必要があると思う。
  - 誰に議会を開くのかと言えば、「市民」にである。主語が抜けており、それを入れることについては、そのとおりだと思う。
  - 提言書の第 19 条と第 20 条については、この対案で良いと思うが、問題は、議会と市民との関係だと思う。議会に対する市民の権利を、もう少しうたっていただきたい。具体的に文言をどうするかについては、今申し上げられないが、議会内部の問題だけでなく、議会に対する市民の権利があるということ、まちづくり条例の中でうたってほしい。
  - 議会の情報の公開等については、まちづくり条例の中でうたわれていると言われればそうであるので、仕方ないのかなとも思う。
- 中山委員
- 議会の中でもいろいろ議論した。経過については省くが、北田委員から

話があった市民と議会の関係について、すでにお配りした議会基本条例案の中に、きちんと位置付けている。以前から申し上げているように、議会の活動原則、運営原則については、この中に入っている。抜けている部分があるとすれば、補てんしなくてはならないが、入っているということでご理解をいただきたい。

- まちづくり条例とは、まちづくりを市民、行政、議会でやっていくためのルールであり、情報共有と協働をうたっている。議会の活動原則や運営原則については、議会基本条例を作らないのであれば話は別だが、作るという前提の位置付けであるから、それは（議会基本条例に）委ねるのが一般的であるし、先進自治体で既にそのように取り組んでいるところがほとんどであるので、ご理解をいただきたい。
- 今の議論については、いろいろな考え方があるところであり、論点としては、市民と議会の関係をもっと密接にしていくべきだという想いを、各方面で共有しているので、それをどう表現していくのかである。
- 市民の会の皆さんからすると、そこをさらに踏み込んで表現してほしいということがあると思う。
- もともと、提言書には書いてあるが、「市民の議会参加」という点を注目している。先進事例でもいくつか見られるところであり、ここをどう表現するかである。その中身は、陳情や請願について、提出者が議会で発言できるということや、市民も含めて、テーマ・案件に関する関係者や専門家を、議会が公聴会制度を使って、参考人として呼ぶということである。これも、市民と議会の関係である。
- 「参考人制度」は地方自治法でも明確にうたわれている。そのような声を、可能な限り多角的に反映させていくということも、「議会参加」という中で論点とされるところである。
- 議員と市民等がいっしょになって政策づくりをするというのは、公式・非公式のいろいろな場面で考えられるところであるが、そのように少しでも声を反映させる場をつくるということである。これについては、対案では「市民との対話を心がけ」と表現されている。私も、議会基本条例案の中で、やや気になっていた。
- 議会が報告会を開くことについても、議会基本条例案である程度考慮されているが、それも見方を変えれば、市民の議会参加の一側面である。そのように、多角的な形で、市民と議会・議員との関係が、ある程度密になっていく必要がある。それをどこまで盛り込むかである。
- 議会基本条例の中で、そのあたりがどう盛り込まれているか。それ自体は、この協議会で議論することではないが、それを踏まえて、まちづくり条例の中の文言として、どこまでを入れておくべきかどうか。
- すでに、対案では「市民との対話を心がける」とうたわれているが、もう少し踏み込んで、議会基本条例案にも市民の議会参加が描かれている

のであるから、それをここで集約して盛り込んだ方がいいのではないかとというのが、北田委員のご意見を私なりに咀嚼した論点である。そのような論点があるということも、確認しておきたい。

北田委員

- 中山委員のおっしゃることは理解できる。議会基本条例案の中に、具体的な項目として、市民との対話などが描かれている。それ自体を否定するものではなく、積極的であり、良いことだと思っている。
- ただ、私が申し上げたいのは、まちづくり条例が基本的な原理原則をきちんとうたい込んでいくべきであろうという考えのもとで、先ほど申し上げた住民の議会への関与を、もう少しきちんとうたった上で、議会基本条例に委ね、そちらで具体的にどう実行するのかを書いてほしいということである。
- 私は、本来、物事を決めるのに市民が直接参加するというのが原則であり、現在の状況では、社会的にもいろいろな問題があつて、代議制度を取るのが合理的な判断ということもあり、議会制度ができていると考えている。今の法体系の中にも、市民が直接関与する権利は、脈々と残されている。
- そういう点で、このまちづくり条例の中に1条を起こして、住民の権利があるということをうたってほしい。その上で、議会基本条例の中で、公聴会などの点をうたってほしいと思う。

永長委員

- 北田委員のおっしゃることは分かるが、具体的に条文にどう入れるのかが見えてこない。
- 「議会の役割と責務」の第1項に、「議会は市民の代表による意思決定機関」とあり、第2項には「市政に市民等の意思を適切に反映させる」とある。「議員の役割と責務」にも、「市民等との対話を心がける」とうたわれているので、良いのではないか。

犬飼委員

- 情報共有と参加の主語に、市だけでなく議会も加わっている。これからのまちづくりにおいて、議会の役割はますます重要になっていく。

関谷会長

- 「開かれた議会」とは、「市民等が開かれた議会」である。まちづくり条例の第11条で、市及び議会が参加の機会を保障するとうたわれている。議会への市民参加を強調したい気持ちは分かるが、「議会の役割と責務」の第3項を「市民等が開かれた」と修正し、後は第11条の解釈運用に委ねてはどうか。まちづくり条例は包括条例であり、議会への市民参加も、第11条で担保されている。

森川委員

- 議員は市民の代表であり、その人たちを送り込んで、話し合ってもらっていると認識している。そこへの市民参加ということ自体に違和感を覚える。

関谷会長

- あくまでも市民が主役であり、市民の代表としての議員を議会に送り込んでいる。これが間接民主制である。狭い解釈では、選挙で選ばれた代表者が権限を委ねられているのであるから、自己判断すべきという考え

方になる。広くとらえると、権限は持っているが、意思決定までのプロセスにおいて、代表者だけではフォローできないことについて、市民がプロセスに参加することで、より良い判断ができるということになる。代表制を幅広くとらえるか、権限を委ねたのだから任せきりで良いと考えるかである。

森川委員

- プロセスへの参加とのことだが、それはどこで行われるのか。それぞれの議員は、支援者に対して報告会を開いたり、お知らせを送ったりしているなど、交流の場を持っている。そのような場があることを知らない人は、議会の傍聴しか行くことができない。

関谷会長

- 議員によっては、個人的に報告会を開くなどしている人もいる。議会の傍聴は、会期中に行われ、地方自治法にその根拠を有している。閉会中も、市民との交流の場を開くケースはいろいろあり、市民は、どれに参加してもよい。
- 報告会は、議員が個人としてやっている場合もあるが、今後は、議会として議会報告会を実施していく流れである。議会全体としての姿勢を示すものであると思う。

中山委員

- 議会への住民参加については、今までは議員個人に任せていた。バブルが弾けて以降、財政も大変になり、議会としても市民の意見を聞く必要があるということで、議会基本条例案に議会報告会の項目を設けた。まちづくり条例の対案では、「市民との対話」と表現している。
- 住民の直接請求は、すでに用意されているが、それを実施するのは難しい。もっと身近な場面で、議会全体での報告会を開き、議会への市民参加の機会を設けたい。今までのような、議員を選んだから後は任せたというものではない。

高信委員

- 議会だよりを見ても、各会派の代表のコメントが載っている。議員同士で話し合った結果であることが、少しは伺える。
- 文末表現については、「～努めるものとする」でいいと思う。

中山委員

- 今後、総務課の法規担当と、字句について整理する予定であるので、議会基本条例案もこのまま議案として上程するわけではないことをご理解いただきたい。

林委員

- 議員を送り出し、応援している立場からすると、傍聴に行けば、支援者たちが聞いているのであるから、議員は間違ったことを言うことができない。年に3回、資料を配布し、地元の祭りに参加するなど、市民との交流を図っている議員もいる。
- まちづくり条例と議会基本条例で、同じことを違う表現で言うと、どちらをとっていいのかバッティング（衝突）してしまうのではないかと思う。

北田委員

- すでに協議会の時間も経過してきており、本文を修正するのは難しいと思うので、逐条解説の中に、議会主催の議会報告会や請願・陳情の扱い

について加えてほしい。特に後者は、現在は提出者が説明する機会がなく、その内容について、議員は執行部に対して質問をしている。これでは、請願・陳情をきちんと審査したとはいえない運用の仕方である。

- 中山委員
  - 中山委員
  - 鈴木(弘)委員
  - 中山委員
  - 三浦委員
  - 中山委員
  - 三浦委員
  - 中山委員
- 議会報告会や、請願・陳情の扱いなど、市民の議会参加という趣旨を、逐条解説に入れ込んでいただきたい。まちづくり条例の逐条解説を受けて、議会基本条例が動いていくという流れにできないか。
  - 皆さんに提示している議会基本条例案は、条文のみで、逐条解説が含まれていないが、いずれ作る予定である。
  - 議会報告会については、実施するが、詳細については別に定めることとしている。2年に1度とかではなく、年に1回は行われると捉えていただいてよいと思う。
  - 請願・陳情についても、現在は提出者から直接聞いていない。これは、おかしいのではないかという意見も、議会内部で出ている。議会基本条例案では、「議会は、請願・陳情に対して誠実に対応するものとする」としている。この「誠実に対応する」ということは、提出者から直接意見を聞いていこうということであり、そのあたりは逐条解説にうたってまいりたい。公聴会についても、うたっている。
  - 議会の政策形成機能の充実の中に含まれているのかもしれないが、関谷会長から「立法活動」という文言を加えるという示唆をいただいた。もう一つ、予算についてが大きな問題であると思う。敢えて書いていないことに意味があるのか。まちづくりを進めていくには、予算措置が大切である。議会の決定権との関連はどうなるのか。
  - 「議会の役割と責務」の中に、「市民の代表であり、意思決定機関である」とうたっている。何を議決するのかについては、地方自治法第96条に列記されており、予算の議決もそこに含まれている。
  - 議会で検討した際に、「ひらかれた議会」という表題について、何か議論はあったか。
  - 「ひらかれた議会」というと、かなり範囲が広い。議会基本条例は、議会内部から改革の必要性を感じて出てきたものであり、外部から制定せよと言われて作ったものではない。
  - 議会ほど、市民から遠い存在はない。本当は、最も近いところになければいけないのに、実際には遠い存在になっている。それを近いものにするために、議会基本条例案に「議会広報の充実」や「議会報告会」、「市民との対話」をうたっている。
  - 目指すものはこれまでと違う、市民に身近な議会である。
  - 質問の仕方が悪かったが、「ひらかれた議会」という章の名前そのものについて、議会内から何か意見はなかったか。
  - まちづくり条例では、「ひらかれた議会」ではなく「議会運営の基本原則」となるとのことだが、一般の市民の皆さんから見て、議会の姿が、

本来は市民が選んだ議員であるから、身近な存在でなくてはならないはずだが、選挙が終わってしまえば、より遠い存在になってしまうという感覚があり、おそらく市民の会の提言書でも、議会の章を「ひらかれた議会」としたのではないかと思う。

関谷会長

- 「ひらかれた議会」をうたうのは、とても大きな一歩である。これまで、議会はどちらかというところ、閉じられた、市民から遠い存在と言われてきた。議会基本条例が作られるということは、大きな契機である。運用いかんによっては、開かれた議会が本当に期待できるという素案になっていると思う。
- それを、このまちづくり条例との関係の中で、どの文言をどの範囲まで盛り込むのかということでご議論いただいているが、ある程度それらを踏まえた対案を出していただいていると思う。

丸嶋委員

- 対案その1のほうがわかりやすく、対案その2のほうが、むしろ抽象的であるという印象を受けた。
- 地縁に基づく活動をしている立場から言えば、高齢化が進む中で、あと何年かすれば、団塊の世代が一気に高齢化を迎え、社会から引退してしまい、後継者が問題になる。
- 地域のリーダーが、見つけにくい時代になる。そんなときに、議員に期待するものは大きい。議員には、もっと積極的に、まちづくりのリーダーになってほしいと思う。そのことが読み取れないので、明文化していただきたい。

中山委員

- 前々回の協議会で、議会側としては、議員も包括した中で、「議会の役割と責務」という提案をしたが、市民等の役割、市の役割と責務をうたう中で、議会の役割と責務が1条文だけではバランスが悪いという意見が多かったため、対案その2では、議会の役割と議員の役割に分けて描いた。あとは、議会基本条例に委ねている。
- まちづくり条例は、市民、市、議会が共有するルールであり、議会の詳細については、議会基本条例でうたうのであるから、まちづくり条例での議会の章は、議会の役割をうたえば済むのではないかというのが、議会側の考え方である。議会基本条例が同時進行でなければ、そうではないが、少なくとも議会基本条例を作ることを明確にしているのであるから、ご理解をいただきたい。

丸嶋委員

- 前の対案では、議会が民意を反映する、議会の情報を公開するということをうたっている。むしろ、このような文章が入ったほうがいいと思う。

関谷会長

- 議会基本条例で詳細をうたうので、それと同じようにはうたわないが、以前の対案よりはもう少し踏み込んだ表現になっていると思う。

白土委員

- 私は、今回示された対案に、関谷会長が補足した事項を加えたものでよいと思うが、北田委員がおっしゃったように、市民との関係について疑問に思った。

中山委員

- 市民に開かれた今後の議会に期待したい。確かに、議会基本条例で詳細を規定するのかもしれないが、そちらに書いてあるから読んでくれるというのは、表現が足りないのではないかと思う。まちづくり条例にもう少し盛り込んでも良いのではないか。あまり長く書いても困るが。
- 前回の議会の議論の際に欠席してしまったので、そのときの経緯が分からないが、コンパクトにまとめていただいたのはいいが、もう少し噛み砕いたものがあるのもいいのではないかと思う。
- 白土委員のご意見はよくわかるが、議会側としては、まちづくり条例が包括条例であり、それとは別に議会基本条例を定めるのであるから、まちづくり条例の議会の章はコンパクトにまとめてよいのではないかと考えて対案を出した。
- 市民等、行政については、まちづくり条例でいろいろとうたわれている。議会について、1つの条文しかないのではバランスを欠くというご意見を踏まえて、持ち帰って改めて提示したものである。
- 全国の市町村を見ても、まちづくり条例と議会基本条例をセットで作っている例が多い。それまでは、議会基本条例のみ、まちづくり条例のみのところのほうが多かった。現在の茂原市の状況は、まちづくり条例を包括条例ととらえた中で、条数としては少ないが、先進自治体の事例も踏まえた上で、議会側としては、まちづくり条例の中に、最も大事な部分である議会の役割、議員の役割についてうたおうとしているものである。
- 議会基本条例の内容については、逐条解説を作る中で、皆さんにいただいたご意見をできるだけ反映してまいりたい。

白土委員

- バランスだけでなく、中身も重要である。一目見ただけで、わかるようにしていただきたい。基本的には、対案その2に賛成である。

高信委員

- 私も、今回の案に賛成である。
- 東日本大震災以降、復興が進んでいると答えた割合が全国平均で52%、遅れていると答えた割合が40数%である。被災したある町では、74.6%の人が復興していると答えている。そこでは、議員だけでなく、町の人全員がなんとかしていこうと話し合いを続け、大人だけでなく高校生や中学生などの意見も尊重して、話し合って復興を進めている。そのようなことが、ひらかれた議会に繋がるのではないかと思う。

関谷会長

- まさにそのようなイメージでとらえればよいと思う。地域で、議員と市民が対話を重ねて新たな政策作りをしていくというイメージである。
- いろいろなご意見をいただき、おおむね今回の対案その2でよいが、いくつか議会側にもご検討いただきたい点があった。
- 私から論点を整理させていただくと、まずは「立法活動」ということを明記するかどうかである。また、誰に開かれた議会なのかを示すために、「市民等が開かれた」とするかどうか。または、情報発信等を図り、市

民と豊かな関係を築きながら、開かれた議会を運営していくという表現もありうる。

- 議員がまちづくりについての包括的な認識を持つことも重要である。「まちづくり」には、政治的な部分と、そうでない部分がある。全てが政治的・行政的になってしまうのは、健全ではない。その非政治的な領域にも目を向け、いろいろな領域が重層的に折り重なることで、まちづくりが進展する。その全体を認識していないと、その中で議員としてどのような役割を果たしていくのかが見えてこない。そのような意味で、「包括的な認識」という要素を入れておくべきだと思う。
  - 「議会の権限を適切に行使する」というのも、大切な要素である。現在は、「議員の役割と責務」の項目に入っているが、地方自治法上、与えられている議会の権限を、自治体として最大限生かしていくということであれば、「議会の役割と責務」の項目に入っているとしても良いかもしれない。地方自治法上で与えられた権限を使っていない議会もあるという現状も踏まえて、権限を最大限生かすということを議会基本条例に盛り込んでいる自治体もある。「議会の役割と責務」の条文に、「議会は、市民の代表による意思決定機関であることから、与えられている議会の権限を最大限に行使するとともに～」という入れ方もある。
  - このあたりは、議会の権限を、茂原市内部の意味合いで捉えていくのか、地方自治法上で規定されているものを、最大限使っていくという意味で入れ込むのか、両方あり得るところである。地方自治法上の権限を最大限用いるという意味で使うのであれば、最初の条文に入れたほうが座りが良い。そうではなく、あくまでも議員として議会の権限を適切に行使するという、市内部の話にとどめるのであれば、このままでよいと思う。併せてご検討いただきたい。
  - いろいろご意見をいただき、議会全体として改めて調整することもあるであろうから、今後どのようにされるのか、ご説明をお願いしたい。
  - 先日、議会側として、対案その2の提出にあたって協議した際に、まちづくり条例策定協議会での協議を経て、多少の変更があるかもしれないが、それについては一任をいただいている。
  - 「立法活動」を加えるというご意見は、趣旨がより分かりやすくなるものであり、お任せいただけたらと思う。後で、まとめて報告したい。
- 鈴木(敏) 委員
- 関谷会長
- 本日のご意見を踏まえて、次回の協議会までに改めてたたき台をお示しし、この協議会としての結論を出していくということによろしいか。
  - 議会の基本的なことについては、議会基本条例に委ねるということで、皆様のご了解をいただきたい。
  - 条例は作って終わりではない。まちづくり条例も4年を目途に確認するとしているが、議会基本条例も実際に運用を重ねる中で、見直すべき点は見直してまいりたいと考えている。今回は、議会基本条例を制定しよ

うという意気込みがある。必ず皆さんに良かったといわれるものを作りたいし、変えるべきところは変えていきたい。忌憚のないご意見をいただきながら、進めてまいりたい。

関谷会長

- そのような趣旨で、議会としても進めているとのことであるので、それを十分踏まえた上で、改めて次回確認させていただきたい。
- 議会については以上とし、残りは前回皆さんにご議論いただいた前文・総則と、住民投票について、改めてご議論させていただきたい。
- ちょうど区切りが良いので、ここで小休止としたい。  
(小休止)

関谷会長

- それでは、会議を再開したい。積み残しである住民投票と、前回から引き続いての前文・総則の議論になるが、個別の条項としては、住民投票が残っている。最後に前文・総則について、全体を俯瞰しながら進めていったほうが良いと思うので、まずは、住民投票について、議論してまいりたい。まだ議論したことがないので、まずは市民の会から趣旨説明を願いたい。

北田委員

- 趣旨としては、市政に関する重要事項について、住民から請求があつて実施するケースが多いと思うが、住民投票を実施することができる旨の規定を置いた。
- また、市長と議会は、住民投票の結果を尊重することとしている。実施方法は、別途定めることとしている
- 住民投票は、憲法や法律には規定がないが、直接民主制の一つであり、住民が政策決定過程に直接参加するという点で、有効な手段の一つとして取り入れられてきている。
- 議員や市長は、市民から選ばれて意思決定を行っており、最終的には議会が議決を行うが、決定過程においては、住民の参加の機会がいろいろ保障されている。
- 例えば、公務員の罷免や議会の解散、首長等の解職請求、請願・陳情など、住民の直接参加の手法は保障されているが、それに加わる一つとして、住民投票を規定している。
- 選挙で選ばれた人が決めれば良いのではないかという意見もあるが、最近では、選挙の際に争点になっていなかった問題や、白黒がはっきりしていないものについて、賛否が拮抗しており、判断に迷うことなどがある。そのような場合に、直接住民の意思を直接表明する機会は、重要である。
- 対象となるのは、ある特定の、限られた地域の課題などはなじまない。市政全般にわたる大きな問題である。
- 最近では、埼玉県所沢市で、学校へのクーラー設備の導入に関する住民投票が行われた。沖縄県では、自衛隊の基地の受け入れについて、中学生まで対象を拡大して実施した事例もある。問う内容によって、20歳以

上ということにならず、当事者も参加して、幅広い範囲で住民投票が行われる可能性があるが、それは別途定めることとしている。

永長委員

- 行政から示された対案は、市民の会の提言書とそれほど大きな違いはなく、支障はないと思う。
- 行政側の対案では、検討の結果、住民投票の実施主体は市長ではなく市としている。また、住民投票はあくまでも方法論の一つであり、文末表現は「～するものとする」ではなく、「～することができる」のほうが適切である。

関谷会長

- 住民投票については、それぞれの自治体で、導入する流れになっている。北田委員がおっしゃったように、基本的には議会で決定がなされるはずだが、まちを左右するような重大な案件や、選挙の際にほとんど議論されなかったが、いろいろな状況の中で出てきたようなものについて、直接市民の声を聞いていこうというものである。
- これも、さまざまな法制度の下にあるものであり、議会の議決の上位に来るものではない。あくまでも、市長や議会は、住民投票の結果を最大限尊重するというものである。その範囲の中で、住民の意思を確認するものである。
- もう少し噛み砕いて説明すると、施策には、優先順位が常に問われる。そのようなときに、決定のプロセスにおいて、住民の意思を確かめるために行われるものである。
- 最近では、沖縄の基地や原発の誘致、市町村合併などが、住民投票の対象案件となっている。また、所沢市では、学校へのクーラーの設置など、非常に具体的な問題について、住民投票が行われた。このように、いろいろな文脈の中で、住民投票が行われている。
- 論点としては、まずは「常設型」にするか、「非常設型」にするかという点が挙げられる。後者は、案件が発生したらその都度、議会で議決を経て実施するものである。市民の会の提言書も、行政の対案も、住民投票を実施するかどうかをその都度決めていくという形の設置だと思う。問うべき案件が出てきた時に、住民投票を実施することになる。
- 住民投票を提案するのは誰かというのが、突き詰めていくと出てくる論点である。市長が認める場合には、市長の判断で議会に提案される。議会が求める時は、市長はそれを認めなければならない。それぞれに提案権がある。また、住民が提案する場合もある。例えば、有権者の1/5の署名が集まったときは、住民投票を実施しなければならないとする場合もある。発案者は、市長、議会、住民であり、いろいろな形であり得る。
- 市民の会の提言書では、市長が主語になっているので、提案者として市長を念頭に置いているものと思う。行政対案では、「市」を主語としているが、実質的には一緒の部分があると思う。議会サイドからすると、議会から住民投票をすべきだという提案ができるかどうかということ

が、論点としてはある。また、市も議会も乗り気ではないが、一定数の市民からの声があったときには、それを認めるかどうか。そのあたりも念頭に置きながら、ご意見をいただきたい。

永長委員

- 今ご提案いただいているのは、市長を念頭に置いた上で、住民投票を位置づけたシンプルなものになっている。自治体によっては、今申し上げた三者が、いずれの形でも提案できるようにしているところもある。そのあたりも踏まえた上で、ご意見をいただきたい。
- もともと、住民投票には、市長提案、議員提案、住民の直接請求があるが、それらをすべて盛り込む必要はないのではないかと。住民投票の実施主体はあくまでも市である。それがどのように実施まで至るかは、すでに地方自治法において決まっている。常設にするのであれば、そのあり方を規定する必要があると思うが、市民の会からの提言書も非常設型となっている。すでに実施できるとされている住民投票を、まちづくり条例の中で確認しているものであるため、実施主体については議論しなくてもよいのではないかと考えている。

関谷会長

- すでに地方自治法に条例制定のための規定があり、それを踏まえた上で、茂原市としてどのような位置づけを図っていくかである。それらを包括的に盛り込むというのも一案である。
- 住民投票を実施する際には、別立ての条例を作り、誰が投票できるのかも含めて制度設計をすることになる。16歳まで引き下げて実施しているところもある。国政も、18歳まで引き下げる方向でほぼ決まりだと思う。世界の中でも選挙権を20歳としているのは5カ国のみである。ほとんどは18歳であり、中には、16歳で選挙権を認めている国もある。
- 公職選挙法に準じて投票資格を定めるかどうかは別として、市民の意思を確かめるために、住民投票が行われる。
- すでに地方自治法で規定されていることを前提としているのであれば、このままの文章でも良いと思う。

丸嶋委員

- 私は、市民の会に参加していたときから、「ひらかれた議会が実現すれば、住民投票の制度そのものが必要ない」と発言していた。
- 今回の前文でも、市民は、市長や議員に市政を信託すると言っている。議会は、民意を背負う、「開かれた議会」になる。
- 住民投票を実施する場面は、財政基盤を揺るがすような事項、市民全体の生活に重大な影響を及ぼすような事項、住民の意見が二分されるような事項とされており、頭の中では考えられることかもしれないが、最後は住民投票に委ねるという考え方ではなく、市、議会がこのようなことを徹底的に議論して、いろいろな意見を出し合い、正反合の感覚でいいものを作り上げていく。住民に投げて決めてもらうのではなく、自分たちで責任を持って、職務に誠実な姿勢で、住民投票によらずに、市あるいは議会が最後の最後まで切磋琢磨して、住民のためにいいものを作っ

てもらいたいと思う。

- 住民投票ということを書いておくと、最後にはそれに逃げてしまうのではないか。必要であれば、まちづくり条例には書かずに、そのときに住民投票という案をゼロから作り上げていけばいいのではないかと思う。
- 財政が困難な時代に、住民投票を実施するにも、多大な市の財源を使うことになる。住民が市、あるいは議会に信託しているのであるから、徹底的に議論して、いいものを作り上げていただきたい。逃げの場面がないように、まちづくり条例にこの条文は設けないというのが、私の考え方である。

関谷会長

- 誤解のないように補足しておきたいが、市や議会が逃げのために住民投票を行うという発想では全くない。むしろ、積極的に考えるために、市民の意見を確かめる手法である。住民投票に決定を委ねることはできない。一つの意味が形として表れてくるに過ぎない。それを、市なり議会が、積極的に取り上げて議論に生かしていくという趣旨のものである。その点を押さえた上で、議論をお願いしたい。

丸嶋委員

- その趣旨が、私には理解できない。

鈴木(弘)委員

- 先ほど、永長委員から、住民投票には決まったルートがあるというお話があったが、それはどういうものか教えていただきたい。
- 包括条例という位置づけの中で、この項目も入っているのだと思うが、まちづくり条例の中の住民投票ということになると、市民が住んでよかったと思えるまちづくりのための政策決定に関する重要事項ということであれば理解できるが、市政に関する重要事項をまちづくり条例の中で位置づけるということが、よくわからない。

永長委員

- 地方自治法に位置づけがある。まちづくり条例という包括条例の中で、地方自治法で決まっている住民からの直接請求も踏まえて位置づけたものであると思う。

鈴木(弘)委員

- まちづくりをどう定義するかにもよるが、まちづくりに関係のない市政に関する重要事項についての住民投票も、まちづくり条例の中に位置づけるのか。

永長委員

- そのような点では、情報公開も同様である。

鈴木(弘)委員

- まちづくりと、市政に関する重要事項との関連性がよくわからない。

事務局(企画政策課主査)

- 以前の協議会で、概念の整理としてお示ししたが、「市政」は行政と議会、「まちづくり」は行政や議会ではない市民活動の部分も包括した大きなとらえ方をするとということで整理させていただいた。
- 鈴木(弘)委員がおっしゃるのは、住民投票の対象となるのは、「市政」に関する重要事項なのか、「まちづくり」に関する重要事項なのかというご質問だと思うが、関谷会長からも話があったように、いわゆる「市政」の部分において、行政や議会が決定していく過程で、市民の皆さん

の意思を確認しながら、最終的に決定するのは議決機関である議会であるので、対象となるのは「まちづくり」ではなく「市政」に関する重要事項であると整理させていただきたい。

関谷会長

- 市民の会の提言書と行政側の対案は、ほぼ同じであるが、行政対案は、「住民投票を実施することができる」という、「できる規定」になっている。位置づけとしては、その方がふさわしいと思う。「～するものとする」としてしまうと、何でもかんでも住民投票になるのかということになりかねない。必要に応じて、やるべきときにやるというように住民投票を位置づけておくことになると思う。

中山委員

- 関谷会長から話が合ったが、住民投票の請求者は、市長、議会、市民である。今回、市民の会や行政側でも案を作ったが、個別に条例を作るのであるから、そこで決めればよいという話もある。この段階では、ここまで考えているということをお持ちか。
- 住民投票を実施した場合に、投票の成立要件などが問題になる。案を作る段階で、ある程度、考えを持っていたのか。
- 併せて、市政に関する重要事項とは、財政基盤を揺るがす場合などという例示がされたが、案を議論する際に、具体的に考えていたことがあったのであれば、お話させていただきたい。

北田委員

- 第3項に、住民投票は、別途条例で定めるとうたっている。
- 何について住民に問うかによって、投票手続や資格、成立要件など、微妙に異なってくる。一律に、ここで決めてしまうのは問題があると考えた。
- 住民投票を実施しようという段階において、問う内容によって、成立要件や投票資格などを個々に条例で定めるべきであり、一律にここで決められないのではないかと考えた。
- どういう項目を対象とすべきかについて、議論で上がっていたのは、市町村合併や財政上、後年度に大きな負担を残す事業の実施である。そのときに、債務負担がどの程度であれば重要事項なのか、一概に金額では決められないということになった。具体的な数値は出ていない。
- また、ある一地域に限られた問題について、利害関係者が少数の問題を、市全体で住民投票に問うことは好ましくないという話も出ていた。

永長委員

- 基準は、案件が具体的に出たときに決めることができるという文言を入れておきたいと思う。
- どんなものが対象になるのかについては、市町村合併など、いくつか例示を入れたい。

中山委員

- 市町村合併の際の住民投票は、現在の法体系の中で直接請求できるので、この住民投票ではない。
- 私が言いたいのは、常設型にした場合には、請求権は市長、議会、住民にあるが、議会であれば何割が賛成してできるとか、住民であれば何割

の署名があればできるなど、そのような話になる。そのあたりを、住民投票について議論した時に、話し合ったのかということをお聞きしたかった。

関谷会長

- おそらく、そこまで詰めた議論は、市民の会でもなされなかったのではないか。

北田委員

- 市民の会でも、当初、住民投票を常設型にしてはどうかという話があったが、詰めていくと、中山委員がおっしゃったように、いろいろな問題を一つ一つ決めていかななくてはならない。細かい問題がたくさんあり、決められないのではないかという結論に至った。
- ただ、住民投票を実施できるということは、うたっておきたい。
- この条例で「住民投票を実施することができる」となっているが、別の法体系上での住民投票を否定しているわけではない。住民請求で住民投票を実施してほしいと訴える方法もある。詳細について、今の時点では決められないため、このような形になった。

永長委員

- 住民は、直接請求権を有しているのではないか。議員発議の条件も決まっていると思う。この条例は「できる」規定であり、実施するかどうかは、地方自治法で決まっている。

三浦委員

- 住民の直接請求では、1/50の署名、議員発議は定数の1/12などの規定がある。それを超えたものをつくっていくということか。

北田委員

- それは考えていない。

永長委員

- 市側の考えは、すでに地方自治法で規定されている直接請求などを、包括条例という位置づけで、改めてうたうものである。新たに制度を作るものではない。

中山委員

- 敢えて住民投票を入れるのであり、地方自治法にあるものを使うのであれば、入れる必要はない。
- 例えば、国策で原発を置くなどした場合に、地方自治法上になく、住民の皆さんの意見を聞く必要があり、敢えて住民投票を実施するのかと思って発言した。
- 一般的に、まちづくり条例の中の住民投票は、地方自治法上に定めているものではなく、敢えてまちづくり条例に位置づけるものなのか、関谷会長から解説していただきたい。

関谷会長

- 地方自治法上で決まっている手続、請求権や要件のあり方はある。住民投票は、別立てのものが多い。その中で、市民固有の案件について、どのような要件で実施するのかを、独自の条件を作りながら運用していく。それを常設型でやっていくのか、案件が出るたびに、議会の議決を経て、実施するのか。そのような意味合いで捉えられるものである。

三浦委員

- まちづくり条例の中に、「別途条例で定める」と入れることによって、新たな基準で実施できる住民投票条例をつくることを容認することになるのか。

関谷会長  
林委員

- 私は、そのように理解していた。
- たまたま私の子どもが沖縄県に住んでいるが、基地に関する問題では、国策でもあり、本土から反対・賛成含めて、かなりの人が乗り込んできて、住民が蚊帳の外にされたと聞いている。
- 子どもたちまで対象を広げているが、親たちが将来のことも考えると、表立って言うことができないということもあったようである。親と子どもが話し合いながら、住民投票が実施されたとも聞いている。対象年齢を下げることもいいが、住民投票が乱発されたら、まちづくりにならないと思う。

関谷会長

- 住民投票については、研究者の中でも賛否両論である。
- 同じ案件にしても、2年前と1年前と今年で、結果がかなり異なることもある。どこに民意があるのかが分からないということも、結果としてはある。住民投票を、市長が自分の政策を推し進めるために使うとか、議会が逆のパターンをする場合もある。一方では、要件を厳しくすべきという考え方もある。また一方では、いろいろな意見を聞く必要があるということで、要件を下げながら、機会を増やしていくという考え方もあり、いろいろな考え方がある。

丸嶋委員

- 茂原市として、どう位置づけるかが問題になるところである。
- 我々は、市長や議員に委ねているのであり、決めるべき人が、切磋琢磨して、市民の意見を聞きながら、いいものを作ってもらいたい。
- 住民投票に関わるいろいろな問題点があるとすれば、十分に考えられるが、だからこそ、まちづくり条例の中に載せてほしくないという意見である。

関谷会長

- 認識の違いがあったようなので、今日は保留としておき、もともと規定としてどのようなものがあるのか、独自に住民投票条例をつくるとはどういうことかを整理するための資料を、次回までに準備させていただきたい。
- 常設型と非常設型では、かなり意味合いが異なってくる。常設型の住民投票の場合、その都度議会に諮らずに、要件がクリアされたら、自動的に住民投票が実施されることになる。非常設型は、案件ごとに、例えば放射性汚染物質などを搬入することになった場合に、本当にそれでいいのかを決めるものである。市長や議員が決めればよいという考えもあるが、将来世代にわたっての大きな負担が、仮に出てきた場合に、どう考えるかである。市長や議員だけでは決めづらい案件である。そのような場合、市民の声を炙り出す機会を設ける。案件が出てきた場合に、議会で議決し、住民投票を実施することになる。
- 常設型・非常設型は、それぞれ一長一短がある。どういう形があるのかを整理した上で、次回までに資料を提供させていただきたい。今日のところは保留させていただきたい。

- 事務局(企画政策課主査)
- 次回までに資料を作成させていただきたい。
  - 地方自治法上で、条例の制定の3つのルートが用意されている。市長が議会に対して議案を提出する、議員発議で議案提出する、住民が有権者の1/50以上の署名をそろえて市長に条例制定を直接請求するという3つのルートである。条例を制定し、住民投票を実施することを、まちづくり条例で改めて確認しているものだとして、法規担当とは事前に協議している。
  - 特別な場合という話も出ていたが、こちらで想定していたのは、あくまでも現行の地方自治法上で実施できる通常の場合である。
  - 今回お示しした素案その2で、住民投票の位置付けについて、市民の会の提言書では第4章の「市民自治の仕組み」に位置づけられていたが、今回の協議会の議論の中で、第11条に「市民参加の機会の保障」があり、それを特出ししたものとしてこの住民投票が位置づけられるということで、第3章に移動させている。この位置づけも含めて、ご議論いただければと思う。
- 関谷会長
- 事務局から話があったように、3つのルートからの住民投票の実施が考えられるが、茂原市として、どのような制度設計を図っていくのか。あくまでも設置根拠だけを示しておき、具体的なものは別立てで定めるという形になると思うが、もう少し詰め作業が必要になると思う。次回、資料を準備して、改めて協議したい。
- 丸嶋委員  
関谷会長  
丸嶋委員  
関谷会長
- 設置根拠を示せない事例も教えてほしい。
  - 住民投票を実施する上での危うさなどのことか。
  - 条例に載せるというのを前提ではなく、教えていただきたい。
  - 条例に載せるかどうかも含めて、いろいろなご意見があると思うので、次回に委ねたい。
  - 次に、前回ご議論いただいた前文・総則に議論を移してまいりたい。暫定稿その11にたたき台が示されているので、これを踏まえてご意見をいただきたい。まず、前文についてご意見をいただきたい。
- 三浦委員
- 事務局から、「中心的な都市」と「中核都市」という話が出たが、「中核市」という制度があり、誤解を招く恐れがあるので、「中心的な都市」でいいと思う。
  - 3段落目の「このような歴史～」の部分については、犬飼委員がまとめていただいたコンパクトな形でいいと思う。
  - 事務局から話のあった「団体、企業等」は、「市民」としてしまっていないのではないか。
- 関谷会長
- 「政令指定都市」や「中核市」という制度があり、そのように使われているので、配慮したほうがいいかもしれない。
  - 暫定稿その11で、修正すべき点について、具体的なご指摘をいただきたい。

- 暫定稿その 11 と、市民の会側の意見として、統一されたものではないが、本日資料を配布させていただいた。訂正箇所は、3 か所である。
- 1 点目は、三浦委員からもご指摘があったように、重複が多いので、内容を整理して、簡潔にした。市民憲章に思い入れがある方もいるので、この文言は残している。
- 2 点目は、第 1 条の目的と合わせて考えていただきたいが、第 1 条は提言書にあった「茂原市独自の自治」が「市民自治」に入れ替わっている。市民自治の説明が欠かせないのではないかと。また、なぜこのまちづくり条例を作るに至ったかということがとても重要であり、もう少し説明が必要と考えた。
- まず、地方分権の推進ということがある。国は財政が厳しく、地域のごとは地域でやれというようになったのが、2000 年前後である。地域がそれなりに取り組むようになり、茂原市もこのときに総合計画が立てられている。そこに「ゆたかな暮らしをはぐくむ自立拠点都市もばら」という表題が付いており、茂原市独自の自治を前面に掲げている。これは、全国の流れとしてある。
- 少子高齢化と人口減少が進み、できるだけ食い止めることが重要であるが、免れることはできない。医療費や社会保障費が増大する中で、税収が減り、確実に財政難になっていく。さらに、借金を抱えているということもある。そのような困難な状況があるということが前提である。
- 市民の会の提言書では、長い文章で、借金の問題を書いたが、格好悪いということもあり、「過去の経験を活かしつつ」とした。それでは甘いので、「教訓」や「苦い経験」とすべきという意見も少なからずあった。教訓を活かしつつ、知恵を出し合い、力を合わせて、地域社会を築き上げ、次の世代に引き継がなくてはならない。これが背景にある。それをきちんとうたったほうが良いと思う。
- 市民自治についての文章で、第 3 条でも市民自治の定義がされているが、ここだけを読むと、市民が頑張ればよいという風に受け止められかねないのではないかと不安である。地方分権で国が地方に投げたように、行政が市民に投げてしまうのではまずいと思う。市民自治の意味をしっかりとらせたほうが良い。私なりに市民自治の理解を書いたが、皆さんからご意見をいただきたい。こんな硬い文章では前文にふさわしくないという意見もあった。もっと易しく市民自治を表現していただければありがたい。
- 5 月 20 日の協議会で、関谷会長から、このまちづくり条例には、市民が主権者であることがうたわれていないという指摘があった。これが根幹だと思う。それを確認した上で、市民が自ら考え、自ら参加し、行動していく。これは自治にはならないと思うが、基本的に大事な部分だと思う。

- 市民だけでは解決できないことを、私たちは税金を払って、議員や市長に権限を与えて、信託している。ただ委ねるだけでなく、市政に参加して、市民の意見を市政運営に反映させていく必要がある。ここまでが住民自治であると理解している。
- さらに、基礎自治体ができないことを、県や国に委ねる。これが「補完性の原理」である。国等との対等で相互協力の関係に基づいた市政の運営が求められる。ここまでが団体自治だと思う。私は、市民の会や協議会を通してこれらを学んだ。
- これからのまちづくりにあたり、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにして、各主体がそれぞれの地域解決に取り組むとともに、情報の共有、市民参加を原則として、協働していくとしている。
- 市民自治は、一言では言い表せない。第3条の市民自治の解説では、誤解を招くのではないかと思う。茂原市のまちづくり条例は、自治だけでなく、地域のまちづくりも含めたものであり、第4章に「地域におけるまちづくり」が入っている。
- 関谷会長からご指摘いただいたが、協働とはあくまでも手段である。だが、私たちの出発点は協働にあった。このまちづくり条例では、協働をかなり大きく取り上げている。
- まちづくり条例という易しい言葉を使って、範囲も広くしたが、そもそも自治基本条例であり、根本的には、自治の規定になると思う。そう考えると、市民自治について、しっかりとうたうべきだと思う。
- 第4章の「地域のまちづくり」の中に、市民自治という言葉がかなり入っているが、「地域のまちづくり」としたほうがいいのではないか。
- 市民が主権者であるということについては、こだわりがある方がいると思うが、関谷会長からも指摘があり、5月20日の会議概要を見ると、永長委員からも、それは大事なことであり、前文に入れてはどうかというご意見をいただいている。それを踏まえて、申し上げた。
- 前文について、順を追って見ていくと、1段落目と2段落目は、茂原市のこれまでの歩みについての記述である。第3段落に、市民憲章の理念をうたっている。犬飼委員の提案は、第3段落と第4段落を集約したものとなっている。
- 第5段落以降を、どう膨らませられるかというご提案だった。一つは、社会状況の変化の中で考えていくということである。市民自治の定義は、このたたき台では確かに不足であり、犬飼委員のおっしゃるとおりで基本的にはいいと思う。市民が自分たちのことをやるということだけではなく、あくまでも市民が主役であり、自分たちでやれることは自分たちでやり、同時に市長や議員を選び、信託に基づいた市政を行っていく。いずれにしても、原点は市民にある。その原点を踏まえながら、直接、あるいは代表者を通じてまちづくりを行っていく。これが「市民自

関谷会長

治」の基本的な考え方である。ここに、「住民自治」と「団体自治」の考え方を加えている。「住民自治」は、市民が積極的に参加しながら街づくりを行っていくということ。「団体自治」は、国と地方との関係であり、地方分権の流れの中で、最も課題に近い自治体政府、行政と議会が中心的に課題解決に当たっていく。これが地方分権であり、団体自治である。市民自治、住民自治、団体自治を、ここで集中的にうたう。

- 最後の段落は、各方面が連携・協力しながらまちづくりにあたっていく。このような骨格でいいかがまず一点。過去の歴史、市民憲章、市民自治・住民自治・団体自治の原理原則の話。そして、最後は協働のまちづくりとなっており、それぞれの部分でこのような表現でよいか、ご意見をいただきたい。

三浦委員

- 犬飼委員の資料では、かっこ書きが3か所あるが、これは入れるのか。
- 「過去の教訓」と言わんとしていることは分かるが、ここは書かなくてもいいのではないか。これからの新たな条例をつくるのであり、なくともいいのではないかと思う。
- 細かい点になるが、「市民が送り出した」という表現は不要である。また、「信託するだけでなく」とあるが、「信託するとともに」という表現の方が適切だと思う。

犬飼委員

- かっこ書きについては、載せたほうが分かりやすいのではないか。住民自治とは何か、団体自治とは何かというのは、地方自治の大原則である。地域での自助・互助・共助が大事というのは、市民の会の中でも、市民がしっかりしなくてはならないという意見があった。
- 「過去の教訓」については、市民の会としてはかなり思い入れがある。そもそも、市民の会がスタートしたとき、市の借金に対する想いを持っている方がいた。全く削られてしまうのは、引きかねる部分がある。良いも悪いも含めて、「過去の経験」を活かしていくことは大事であるので、入れてもかまわないのではないか。思い入れのある人たちは、あのことかとわかってもらえる。そのニュアンスを含めてのものである。現実問題として、土地開発公社の問題は、苦い経験であり、教訓である。入れていただきたい。
- 「市民が送り出した」という部分にも思い入れがあり、市民は、自分たちでできないことを信託する。市長や議員を送り出す責任がある。良い方向に権限が行使していただく。市民は、議員や市長に全て委ねているのではなく、見守る役目がある。市民の意見を反映してほしいという思いがある。これからのまちづくりに大事な部分であり、これがあるからこそ、市民の役割や議会、行政の役割をうたうことになる。
- 前文の主語は「私たち」であり、市民が送り出す責任、見守る責任がある。

森川委員

- 犬飼委員の提案のうち、最初の文章については、これがいいと思った。

(2)と(3)を見たときに、文章からネガティブなイメージが強い。書いた個人の強い思い入れを受ける。「市民が送り出した」という部分も、市民が送り出さなければ議員はいないので、不要ではないかと思う。「信託するだけでなく」という表現も違うと思う。

河野委員

- 前文は、誰が見てもいいように、主観で書くのではなく、第三者的な感覚で、ポジティブに描く方が、市民にとって理解しやすいのではないか。
- 市民参加を「原則」と言われてしまうと、縛られたくないと思ってしまうという感覚を受けた。
- 市民の会としても、前文には思い入れがある。ただ、条例になってこれを見るのは市民であり、一般の人から見たら重いイメージになってしまうかもしれない。条例であるから、ある程度難しい表現になってしまうかもしれないが。
- 例えば、「主権者」という表現も、硬いイメージがある。言葉が適切かどうか分からないが、「主人公」や「主役」という言葉で置き換えることができれば、共感を得やすいかもしれない。
- 「過去の経験」についても、私は「教訓」とすべきと言ったが、市民が見て、なるほどと思う言葉のほうがいいと思う。行政側からしたら辛い言葉かもしれないが、共感するものがあって初めて読んでもらえると思うので、せめて「教訓」という言葉にしていきたい。
- 「団体自治」と言っても、市民は分からないのではないか。第 29 条に国との関係をうたっているので、ここでは不要ではないかとも思う。

関谷会長

- どういう表現にするかを議論し始めたらきりが無い。
- 確かに、あまり思いを入れ過ぎると、付いてこれない市民がいるかもしれないことは確かである。
- 前文は、市民が主語であるが、条文の中身は、市民だけでなく、行政、議会を包括してうたっているため、それらもひっくるめて「私たち」と書くのが良い書き方だと思う。
- ニュアンスをどうするかは、もう少し練る必要があるが、犬飼委員の資料の(2)(3)について、強い思い入れや、やや否定的なイメージがあるので、表現はもう少し工夫するとして、今日のところは、入れ込むべきポイントだけを確認しておきたい。
- 先ほど申し上げた前文の骨格を、この形でいいかどうか。また、盛り込むべき主なキーワードはこれでいいかどうか。その点を中心に、他にご意見をいただきたい。
- 例えば、先ほど河野委員からご意見があったように、前文で団体自治をうたうのは、確かに難しいので、まちづくりの基本原則に委ねるのも一案。前文では、あくまでもこれからのまちづくりどう担っていくかに限ってしまい、原理原則は、目的や理念に委ねるという考え方もある。

鈴木(弘)委

- 市の基本構想で人口推計のシミュレーションを行っていると思うが、最

員

近の書物では地方消滅などと言われている。

- キーワードとして、「持続可能なまちづくり」が挙げられると思う。後世代まで、まちをバトンタッチしていくスキームを維持できるようにしないといけない。市民自治・団体自治は確かに大切な考え方であるが、それを担う若い人たちは、このまちにとどまって生活できるという環境が大事である。

関谷会長

- とても大事なご指摘であると思う。
- 「地方分権」と「少子高齢化、人口減少」は、並列すべきではない。前者は団体自治の話であり、ここの段落は、日本全体の社会状況、問題点を指摘し、どうしなければいけないのかを描いたほうがいい。少子高齢化・人口減少という、社会の根幹を揺るがす変化を迎えて、茂原市が今後持続することをしっかりと目指すということを入れ込む必要がある。

丸嶋委員

- 市にお聞きしたいが、自治会で、公共施設白書についての資料が回覧された。住民の意見を募集するとのことだが、住民に何を聞くのか。公共施設が減るということは、まちづくりの活動拠点が制限されるということである。人口が減っているというのは確かであり、どこかで妥協しなくてはならないと思うが、どこを外して、どこを生かすのか。その根本的な考え方は、まちづくりから出発していると思うと考えたい。住民を募集するにあたり、どんな考え方をしているのか。

永長委員

- 公共施設のあり方を検討するために、市民委員を公募している。ゆくゆくは廃止や統合になるかもしれないが、それがありきではなく、客観的な事実を踏まえて、市の公共施設全体のあるべき姿を検討していただきたいと考えている。市から誘導していくつもりはない。

丸嶋委員

- まちづくり条例が制定される前と後で、施設の現状をどうするのか検討するのでは、かなり雰囲気は異なってくるのではないかと。

三浦委員

- 公共施設総合管理計画を、3年以内に策定せよという国からの指示がある。当初は、人口が10万人くらいになるという想定で、公共施設を建てている。それが減っていく中で、まずは、市民の皆さんに現状を知っていただくため、公共施設白書を作成した。財政状況や人口減少の現状と将来を踏まえて、市民の皆さんからご意見をいただきたいと考えている。

丸嶋委員

- 施設を減らすのは仕方ないかもしれないが、減らした分、市民はどこで活動すればよいのか。自治会館や青年館も老朽化している。それを補修したり、建て直ちに補助金を出したりするなどの対案を示していただきたい。それが、まちづくりの活動の場になる。

永長委員

- 活動の場は残さなくてはならない。例えば、学校施設など、児童生徒の適正規模を考え、統廃合をすることになったときに、地域の住民の皆さんで話し合っていただき、統合した場合、残りの施設について、行政主導ではなく、地域まちづくり協議会で話し合っていけば、とてもいいこ

とだと思う。総合管理計画は、3年以内に策定するが、それは個別の施設ではなく、全体の総合的な管理についての計画である。それを踏まえた上で、個々の施設をどうするかは、住民の方と話し合いながら進めてまいりたい。まさしく、地域の皆さんの自主的な話し合いの中で、建設的に使い方を検討していただければ良いと思う。

関谷会長

- そのような案件一つをとってみても、行政主導ではなく、住民がどうするのかを考えることが大切である。いろいろな考え方が出てくるが、どのような方針で進めるのか、住民がどう進めて、行政がどうカバーするのか、いろいろ考えないと、何も見えてこない。そのあたりをどういうプロセスを経るのかということも、この前文からは見えてくるところである。「共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、協働していく」とうたわれている。

北田委員

- 地方分権の推進について、このまま繋いでいってしまうと、「国との対等で連携した関係」となってしまうが、住民の権利を守るということを前提とした、国との対等な関係ということが入らないと、重みがないのではないかと思う。最も住民に近いところにある地方公共団体が、住民の日々の生活を守るために、国と対等で連携した関係でやっていくという言い方にした方が良いのではないかと思う。

関谷会長

- この流れでいくと、市民の生活を守るというのは、信託のあたりに係わってくる。負託を受けた行政や議会が、課題解決にあたっていくときに、国との関係で支障が出てきた場合に、国に対して、自治体の自由度・自立を求めていくのが団体自治である。そのような可能性を膨らませていくのが、地方分権であるので、もう少し言葉を工夫する必要があると思うが、ご指摘の趣旨はよく理解できる。
- ポイントとしては、ここに挙がっているようなことで良いということであれば、もう少し表現について、中立の度合いを高め、少し和らげながら、理解しやすいような文章を考えるということでもよろしいか。皆様のご意見を可能な限り反映したたたき台を、次回に向けて作成したいと思う。
- 総則・定義については、次回改めて資料を提示し、ご確認いただきながら、最終的な詰めをしてまいりたい。前文・総則のあたりは、これまで皆様にご議論いただいていた全体に係わる、抽象度は高いが、まとめるような位置付けになる箇所である。次回、前文・総則について、これまでの網羅的なたたき台を改めて作成し、次回お示ししたい。
- 事前に資料を送るようにするので、なるべく早めに事務局に意見を提出していただき、最終回で合意に達したいと思う。

事務局(企画  
政策課主査)

- 次回は、3月25日(水)13時から、市民室で開催する。この協議会の最終回となる。資料はなるべく早く皆様のお手元に届くようにしたい。